

# 第 13 次労働災害防止推進計画

平成 30 年 4 月

宮城労働局

## 1 計画期間

2018年度（平成30年度）を初年度とし、2022年度までの5ヶ年を計画期間とする。

## 2 計画の目標

- (1) 死亡災害は、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- (2) 死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- (3) 重点業種の目標  
重点業種は、製造業・建設業・陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設の5業種とする。
  - ① 製造業・建設業については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
  - ② 陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- (4) 上記以外の目標については、以下のとおりとする。
  - ・ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする。
  - ・ ストレスチェックの実施を含めたメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を常時50人以上の労働者を使用する事業場全体の95%以上とする。
  - ・ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を常時50人以上の労働者を使用する事業場全体の60%以上とする。
  - ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（以下「SDS」という。）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者及び交付を受けている使用者の割合を80%以上とする。
  - ・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による被災労働者数（災害発生件数）を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
  - ・ 熱中症による被災労働者数（災害発生件数）を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

## 3 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じて計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済情勢の変化も含めて分析を行う。

#### 4 12次防の到達状況

12次防では、平成29年までの死亡者数1人以上減少の17人以下、休業4日以上死傷者数を20%以上減少の2,098人以下を目標に掲げ、取組を進めてきたが、死亡者数は17人となり目標を達成できたが、死傷者数については2,385人となり目標を達成することができなかった。

##### (1) 建設業

「平成24年と比較して、平成29年までに死亡者数を1人以上減少させる」及び「平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上死傷者数を30%以上減少させる」という計画目標のところ、死亡者数5人（目標8人以下）、死傷者数350人（目標368人以下）と、目標を達成することができた。東日本大震災後「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開したことが目標達成に大きく貢献したものと考えられる。なお、事故の型別では、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれの割合が合わせて約4割となっている。

##### (2) 製造業

「平成24年と比較して、平成29年までに死亡者数を減少させ、休業4日以上死傷者数を15%以上減少させる」という計画目標のところ、死亡者数1人（目標2人以下）、死傷災害473人（目標391人以下）と、死亡者数は目標を達成することができたものの、死傷者数は目標を達成することができなかった。

中長期的に見れば着実に死傷災害は減少しているものの、全産業における製造業の占める死傷災害の割合は最も高く、製造業の中では食料品製造業が約5割を占めており、事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ、転倒の割合が合わせて約4割となっている。近年は外国人技能実習生を含め外国人労働者の就労割合も増加し、外国人労働者の死傷災害も増加傾向にある。

##### (3) 小売業

「平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上死傷者数を20%以上減少させる」という計画目標のところ、死傷者数286人（目標277人以下）と、目標を達成することはできなかった。事故の型別では、転倒、動作の反動・無理な動作（腰痛）の割合が合わせて約5割となっている。

##### (4) 社会福祉施設

「平成24年と比較して、平成29年までに腰痛を含む休業4日以上死傷者数を15%以上減少させる」という計画目標のところ、死傷者数171人（目

標 96 人以下) と、目標を達成することはできなかった。事故の型別では、動作の反動・無理な動作(腰痛)、転倒の割合が高く、合わせて約 7 割となっている。

#### (5) 陸上貨物運送業

「平成 24 年と比較して、平成 29 年までに休業 4 日以上之死傷者数を 15% 以上減少させる」という計画目標のところ、死傷者数 324 人(目標 255 人以下) と、目標を達成することはできなかった。事故の型別では、トラック荷台等からの墜落・転落、動作の反動・無理な動作(腰痛)の割合が高く、合わせて約 4 割となっている。

#### (6) 林業

「平成 24 年と比較して、平成 29 年までに休業 4 日以上之死傷者数を 15% 以上減少させる」という計画目標のところ、死傷者数 29 人(目標 34 人以下) と、目標を達成することができた。事故の型別では、切れ・こすれ、飛来・落下、はさまれ・巻き込まれ、転倒の割合が高く、合わせて約 6 割を占めている

#### (7) メンタルヘルス対策

「平成 24 年と比較し平成 29 年度までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80% 以上とする」という計画目標に対し、「ストレスチェック制度の施行を踏まえた当面のメンタルヘルス対策の推進について」(平成 28 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 72 号。以下「メンタルヘルス対策推進通達」という。)を踏まえ、第二次メンタルヘルス推進 5 ヶ年計画(以下「推進計画」という。)に基づき実施してきたところ、当局におけるストレスチェックの実施は、事業場基本情報を基にすると 88.7% (平成 30 年 3 月 1 日現在)の実施率となっており、目標は達成できた。

#### (8) 過重労働による健康障害防止対策

「平成 24 年と比較し平成 29 年までに週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 30% 以上減少させる」という計画目標であったが、労働力調査の結果によれば全国的には平成 23 年の週労働時間が 60 時間以上の雇用者の割合は全体の 9.4% であったところ、平成 28 年は 7.8% と減少したものの、17.0% 減にとどまった。

#### (9) 腰痛予防対策

「平成 24 年と比較して、平成 29 年までに社会福祉施設を含む労働災害による休業 4 日以上之死傷者数を 15% 以上減少させる」という計画目標であったが、計画期間中の休業 4 日以上之死傷者数は 101 人(目標 98 人以下) となり目標達成はできなかった。

#### (10) 熱中症予防対策

「平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上<sup>1</sup>の労働災害の死傷者数（各期間中（5 年間）の合計値）を 20%以上減少させる」という計画目標のところ、計画期間中の休業 4 日以上<sup>1</sup>の死傷者数の合計値は 46 人（目標 35 人）と目標達成はできなかった。

(11) 化学物質による健康障害防止対策

「職場における化学物質管理の推進のため、平成 29 年までに GHS 分類において危険有害性を有するすべての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質製造者の割合を 80%以上とする」という計画目標であったが、労働安全衛生調査（平成 28 年実態調査）の結果によれば、全国的には平成 28 年には危険有害性の表示を行っている割合が 60%、安全データシートの交付を行っている割合が 51.6%であった。

(12) 受動喫煙防止対策の強化

「平成 29 年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を 15%以下にする」という計画目標であったが、労働安全衛生調査（平成 28 年実態調査）によれば、平成 28 年段階において、全国的には 34.7%であった。

## 5 計画を達成させるための具体的取組

### (1) 製造業対策

- ① 製造業対策として、製造機械の「はさまれ・巻込まれ」対策に重点を置く。
- ② 製造業の災害の約半数を占める食料品製造業に重点を置き、死傷災害の発生が減少しない事業場を対象に「食料品製造業労働災害撲滅運動」を展開する。同運動では、経営トップによる安全衛生方針の表明を始め、リスクアセスメント結果に基づき自主的な安全衛生活動の促進を図る。
- ③ 外国人労働者及び非正規労働者等の労働災害を防止するため、雇入れ時等の安全衛生教育の徹底を図るとともに、厚生労働省の「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」の活用し指導を行うほか、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年 8 月 3 日厚生労働省告示第 276 号。）に示す安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示等の周知を図る。

### (2) 建設業対策

- ① 東日本大震災から 7 年を迎えて、県内の震災関連事業は大型復興関連工事等がピークを過ぎて、災害復旧や災害公営住宅など公共工事は大幅に減

少している。

当局では、平成 24 年から平成 29 年までの第 6 次期間にわたり「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開してきたところであるが、平成 29 年の復旧・復興工事における死傷者数は、平成 24 年当時と比べ約 6 割減少し、大きな成果を挙げたことから、当該運動の構成団体との協議により、当該運動は平成 30 年 3 月末をもって終了することとした。

しかしながら、宮城県策定の「宮城県震災復興計画」（平成 23 年度～平成 32 年度）によれば、平成 30 年度から平成 32 年度は「発展期」に入り、三陸沿岸部は復興まちづくりのため大規模な嵩上げ、海岸の保全施設の復旧・復興道路の整備、防潮堤の整備等の工事が今後も続くことが予想される。復旧・復興工事による死傷者数の 8 割が、当該地域に集中していることを鑑みれば「発展期」に合わせて、ゼロ災の火を絶やすことのないように、三陸沿岸部を重点とした労働災害防止活動を引き続き展開することが重要である。このため、三陸沿岸部に対しては引き続きゼロ災運動を実施する。

また、平成 30 年度からは、工事の発注者や建設業関係団体との連絡調整等について、より効率的かつ効果的に行うために、新たに東北地方整備局（本庁）、東北農政局（本庁）、宮城県（本庁）、県単位以上の建設関係団体を構成とした「（仮称）建設工事関係者推進連絡会議」を設置し、関係機関・団体と連携を図りながら、建設業における労働災害防止の課題等について協議を行うこととしている。

- ② 建設業全般においては、墜落・転落災害が死亡災害のうち 4 割を超える状況にあることから、その発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。また、「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、高所作業時における墜落防止用保護具を原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。

### （3）陸上貨物運送事業対策

- ① 陸上貨物運送事業における労働災害の約 7 割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸災防」という。）と連携し、保護帽の着用等荷役 5 大災害防止の徹底を図る。
- ② また、荷主等に該当する製造業、小売業等の事業者及び陸上貨物運送事業の物流センターに対し、あらゆる機会を捉え「荷役ガイドライン」に示されている基本的な措置等が確実に実施されるよう要請を継続する。

#### (4) 第三次産業対策

- ① 第三次産業対策としては、事業場集団等を捉え、特に社会福祉施設、小売、飲食店における「転倒災害防止対策」及び「腰痛予防対策」並びに「メンタルヘルス対策」の実施を促進する。その際、安全衛生パンフレット・資料（「小売業の労働災害を防止しよう」、「飲食店の労働災害を防止しよう」、「社会福祉施設で働く皆さまへ労働安全衛生ハンドブック」、「社会福祉施設における安全衛生対策」、「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（商業向けマニュアル）」）を活用していく。
- ② 業種横断的に「STOP！転倒災害プロジェクト」を継続することとし、「今後の転倒災害防止対策の推進について」（平成28年1月13日付け基安発0113第5号。以下「転倒災害防止通達」という。）に基づいた取組を行うとともに、転倒予防体操及び腰痛予防体操の周知を図る。
- ③ 「働く人の安全安心推進運動」の趣旨に沿い、「平成29年度小売業・飲食店のトップの皆さまへ トップセミナーテキスト（厚生労働省、日本労働安全衛生コンサルタント会作成）」を活用し、安全衛生意識の高揚を図る。
- ④ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という。）第2条第3号に該当する業種について、平成26年3月28日付け基発0328第6号「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」に基づき安全推進者の配置の促進を図る。
- ⑤ 厚生労働省補助事業である中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業の活用を勧奨するほか、社会福祉施設の事業場に対し職業安定部が所掌する職場定着支援助成金（福祉機器導入、腰痛健康診断等の助成）の活用を勧奨する。

#### (5) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策

##### ア 過重労働による健康障害防止対策

##### (ア) 過重労働による健康障害防止に係る指導の徹底

- ① 長時間労働の抑制や面接指導制度の確実な整備等を図るため、恒常的な長時間労働が行われている事業場等に対し、適切な指導を行う。特に、他業種に比較して健康診断の有所見率が高く、過重労働・長時間労働等の実態も認められる建設業・運輸交通業の事業場に対しては、重点的な働きかけを行う。
- ② 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）に基づき、健康診断実施結果において、脳・心臓疾患の発症につながるおそれのある異常所見のある労働者を

確認した場合は、労災保険の二次健康診断等給付制度の活用を勧奨する。また、長時間労働者に対する面接指導制度の整備や面接指導の結果に基づく措置の徹底を図る。また、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場においても面接指導等が適切に実施されるよう、宮城産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）事業による面接指導の活用促進を図る。

- ③ 時間外・休日労働時間が月 100 時間を超えた労働者に関する情報を産業医へ提供することの義務化等、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 29 号。平成 29 年 6 月 1 日施行。以下「改正省令」という。）について引き続きその周知徹底を図る。

#### （イ）メンタルヘルス対策

- ① 計画期間を通じ、事業場に対する指導を継続的に実施していくことにより、メンタルヘルス対策の促進・定着化を図っていく。総じてメンタルヘルス対策が遅れている中小規模事業場に対する働きかけを強めていく必要がある点を踏まえつつ、事業場規模や業種に応じ、段階的・計画的な取組を進めていく。また、精神障害等による業務上疾病が発生した事業場等に対して、再発防止のための指導を行う。
- ② 企業トップ等のリーダーシップに基づく組織的対応が重要である点を踏まえ、あらゆる機会を活用し、企業トップ・人事労務管理者に対し、メンタルヘルス対策の重要性や必要性について指導を行う。
- ③ 「『過労死等ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進について」（平成 29 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 78 号）に基づき、精神障害に関する労災支給決定が行われた労働者が所属する事業場等に対して、事業場の規模に応じ産保センターの利用を勧奨する。

また、メンタルヘルス対策への具体的な取組方等について情報やノウハウを有していない事業場に対し、厚生労働省が作成する資料等の情報提供、メンタルヘルス対策支援センターの利用勧奨等の支援措置を行う。特に小規模事業場に対する支援の強化を図る。

#### （ウ）ストレスチェック制度の導入及び利用促進

- ① ストレスチェック制度の実施徹底を図るため、「ストレスチェック制度の実施状況の確認等について」（平成 29 年 3 月 31 日付け基監発 0331 第 2 号・基安労発 0331 第 2 号）に基づき、ストレスチェック結果報告書の未提出事業場に対し、必要な指導を実施する。その際「働き方改革実行計画」に基づき設置された有識者研究会において作成された「モデル就業規則」を活用して周知啓発を図る。
- ② ストレスチェック結果の集団分析及び職場環境改善について、本省

作成のパンフレット「ストレスチェック制度導入ガイド」等を活用して取組の促進を図り、さらに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善に関して、事業場のメンタルヘルス対策の取組の実情を踏まえ、「産業保健関係助成金のご案内」（独立行政法人労働者健康安全機構作成）等を用い、産保センターの職場環境改善計画助成金の活用を勧奨し、自主的な取組の促進を図る。

## イ 労働者の健康管理対策

### (ア) 定期健康診断等の新たな取扱いの周知及び健康診断結果に基づく事後措置等の徹底

- ① 安衛法に基づく定期健康診断等の実施方法が、平成30年4月1日から一部変更になること等を踏まえ、「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（平成29年8月4日付け基発0804第4号）に基づき、その適切な実施について周知する。
- ② 健康診断有所見者が増加傾向にあり、有所見者に対する事後措置等の徹底を図るとともに、長時間労働を行わせた場合の医師による面接指導の実施及びその結果に基づく事後措置等の実施について周知徹底を図る。

### (イ) 二次健康診断等給付制度の活用促進について

二次健康診断等給付制度は、血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定結果の全てに「異常所見」があると診断された場合が原則であるが、これらの検査項目で「異常なし」と診断された場合においても産業医等が長時間労働等の就業環境等を総合的に勘案して「異常所見」を認めた場合には二次健康診断等給付を受けられることに留意し、脳・心臓疾患の発症の恐れのある血圧検査等の所見を対象とした二次健康診断等給付制度の利用を勧奨する。

## 6 化学物質等による健康障害防止対策

- (1) 有機溶剤及び特定化学物質等の化学物質対策に係る中期推進計画に基づき取組みを推進してきたところであるが、取組期間を延長して対策の強化を図る。
- (2) 化学物質の取扱事業場において、発がん性を始めとした危険有害性に応じた適切なばく露防止措置が徹底・促進されるよう、特定化学物質障害予防規則・有機溶剤中毒予防規則を始めとする法令・指針等の遵守徹底について指導を行う。
- (3) 化学物質の取扱事業場、製造者に対して、あらゆる機会を捉えて、化学

物質の譲渡、提供時における危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の入手交付等、危険有害性表示情報の確実な伝達を図る。

- (4) 法令の規制対象であるか否かにかかわらず、危険有害性の高い化学物質が適切な管理の下で、使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。その際、中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくとも化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知する。

## 7 粉じん障害防止対策

当局版第9次粉じん障害防止対策に基づき推進することとしているが、引き続きい道建設工事及び新規有所見者を発生させた事業場に対して、粉じんばく露防止対策の徹底を図る。

## 8 治療と仕事の両立支援対策

平成29年3月に取りまとめられた「働き方改革実効計画」に基づき、「宮城県地域両立支援推進チーム」を設置し、治療をしながら普通に就労が可能となる職場環境の整備を目指し、関係機関相互が取組内容等を共有し、相互に周知するなど、地域に「仕事と治療の両立支援」の機運の醸成、啓発を図っているところであり、引き続き同チームの活動を通して取組の推進を図る。

## 9 電離放射線障害防止対策等

原子力施設の管轄署においては、安全衛生管理、被ばく線量管理、健康管理等の徹底を図る。

また、医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するため、医療機関から電離放射線健康診断結果報告書が提出される機会等を捉え、放射線測定器の適切な装着等についての周知徹底を図る。

## 10 石綿による健康障害防止対策

- (1) 建築物の解体工事に対し、「石綿障害予防規則」及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく、石綿ばく露防止対策（事前調査の実施、呼吸用保護具の着用、散水等の湿潤化対策、隔離措置や集じん排気装置の点検整備、労働者に対する安全衛生教育等）の徹底について指導を行う。
- (2) 計画届・作業届に基づく審査・改善指導を的確に行う。無届等の悪質な事案を把握した場合や、石綿取扱いに関し問題が考えられる通報・情報提供等が外部から寄せられた場合には、関係自治体と連携し、速やかな調査・

指導を行う。

- (3) 監督署への届出を要しない石綿成形板の除去作業等について、自治体と連携の上、建設リサイクル法の登録解体業者等の把握を行うこと等により、石綿ばく露防止対策について指導や周知啓発を行う。

## 11 熱中症予防対策

熱中症が特に多発している屋外作業が行われる事業場等を重点に、WBGT値の計測、休息場所や休養時間の確保、水分塩分の摂取、的確な救急措置等の徹底を図る。また、他の業種・業態の事業場に対しても、時機を捉えた、要請・働きかけを行っていく。

また、作業環境の把握に有効なWBGT値計(JIS規格に準拠)の普及など、熱中症対策製品の適切な選択のための注意喚起を行う。平成30年度以降においても「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施して職場における熱中症予防対策の浸透を図ることとしているので、準備期間の4月を含め、5月から9月の取組期間における取組事項について周知徹底を図る。

## 12 腰痛予防対策

- (1) 腰痛が多発している社会福祉施設、小売業等を中心に「職場における腰痛予防対策指針」の措置についての指導・周知啓発を行う。取組に当たっては、社会福祉協議会等の業界団体や、社会福祉事業の許可権限を有している宮城県との緊密な連携を図る。
- (2) 介護作業で特に腰痛が懸念される社会福祉施設(介護施設)や病院、重量物取扱い作業で腰痛が懸念される小売業や陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

また、社会福祉施設(介護施設)に対して、安全衛生教育の徹底、介護機器の導入による腰痛予防、「職場における腰痛予防対策指針」で定める腰痛健康診断等の普及・徹底を指導する。